

令和6年度

固定資産税(償却資産)申告の手引き

市税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、**令和6年度**の償却資産の申告時期がまいりましたのでご案内いたします。

すでにご承知のように固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産にも課税されます。償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の資産を申告していただくことになっております。

つきましては、この手引きを参照して同封の申告書を作成し、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

申告期限は令和6年1月31日(水)ですが、期限間近になりますと、受付窓口が大変混雑いたしますので、なるべく**令和6年1月16日(火)**までに申告していただきますようご協力をお願いいたします。

なお、申告書を郵送される方で控えの返送を希望される方は、必ず返信用封筒に切手を貼って同封くださるようお願いいたします。控えが必要でない方は、申告の際に取り外していただくか、その旨をメモでお知らせください。

申告についてのお問い合わせ・提出先

〒190-8666 東京都立川市泉町1156番地の9

立川市 財務部 課税課 償却資産係

電話 (042) 523-2111 内線1228

立川市ホームページアドレス <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

《目 次》

I 償却資産とは	
1. 償却資産とは	3
2. 償却資産の種類と具体例	3
3. 建物附属設備における家屋と償却資産の区分	4
II 償却資産の申告について	
1. 申告していただく方	6
2. 申告が必要な資産	6
3. 申告の必要がない資産	6
4. 非課税となる資産	7
5. 課税標準の特例が適用される資産	7
6. 耐用年数の短縮等を適用した償却資産	7
7. リース資産の取り扱いについて	7
8. 国税との主な違い	8
9. 中小企業者の少額資産特例について	8
III 申告の手続き	
1. 申告の方法	9
2. 申告期限	10
～実地調査協力のお願い～	10
IV 償却資産の評価と課税について	
1. 固定資産税（償却資産）の課税のながれ	11
2. 償却資産の評価方法	12
～参考～ 減価残存率表	12
V 電子申告について	
1. 利用の手順	13
VI 申告書等の記入方法	
1. 償却資産申告書	14
2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）	16
3. 種類別明細書（減少資産用）	18
VII 業種別の主な償却資産	20

I 償却資産とは

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含みます）をいいます。

ただし、取得価額が少額である資産やその他政令で定める資産、特許権・実用新案権などの無形減価償却資産、及び自動車税・軽自動車税の対象となるものは除きます。

2. 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の申告の対象となる資産を例示したものです。

資産の種類		申告の対象となる主な償却資産
1 構築物 及び建物 附属設備	構築物	広告設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、舗装路面、テニスコート、ゴルフ練習場のネット設備等
	建物附属設備	建築設備、家屋の借入人の施した内装・内部造作等 (4ページ「3. 建物附属設備における家屋と償却資産の区分」 をご覧ください)
2 機械及び装置		工作機械、印刷機械、ブルドーザー・パワーショベル等の自走式作業用機械、クレーン・コンベア等の装置、工場の受・変電設備及び発電機設備、立体駐車場の機械装置（ターンテーブルを含む）等
5 車両及び運搬具		大型特殊自動車（分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両）、構内運搬車等、貨車、客車等 (自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く)
6 工具、器具及び備品		パソコン、陳列ケース、広告看板、事務用機器、家具（事務机・応接セット等）、金庫、電気機器、自動販売機、測定・検査工具、治具、取付工具、切削工具、金型、ガス器具、コンテナ、理容・美容機器、医療機器、娯楽機器等

そのほか、業種別の主な償却資産については20ページをご覧ください。

3. 建物附属設備における家屋と償却資産の区分

建物附属設備とは、内装、造作、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備などの設備をいいます。

固定資産税における取り扱いは、所有関係や設備の性格等に応じ家屋と償却資産に区分して評価しています。

(1) 設備の性格等による区分

家屋と設備の所有者が同じ場合は、設備の性格等に応じ下表のように取り扱われます。

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	受・変電設備	設備一式・配電盤	分電盤
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備	
	中央監視制御装置	装置一式	
	電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備
	電力引き込み設備	引き込み工事	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配線
	拡声装置	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	配線、埋め込み式スピーカー
	I T V 設備	受像機(テレビ)、カメラ	配線
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	配線
	火災報知設備	屋外の装置	屋内の装置
給排水設備		特定の生産又は業務用設備、屋外設備、引き込み工事、独立給水塔	屋内設備、受水槽、高架水槽、圧力水槽等
給湯設備		局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備		特定の生産又は業務用設備、屋外設備、引き込み工事	左記以外の設備
衛生設備			設備一式
換気設備			設備一式
避雷設備			設備一式
空調設備		ルームエアコン	家屋と一体になっている設備
消火設備		消火器、避難器具、ホース及びノズル	消火栓設備、スプリンクラー設備等
運搬設備		工場用ベルトコンベア	エレベーター、リフト、エスカレーター等
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備、寮・病院等の厨房設備	左記以外の設備
洗濯設備		顧客の求めに応じるサービス設備	左記以外の設備
その他の特殊な設備		簡易間仕切、文字看板、袖看板、広告塔、カーテン・ブラインド、メールボックス、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、LAN設備、POSシステム等	
外構工事	舗装・植栽・門扉・簡易ゴミ置場等	工事一式	

(2) 所有関係による区分

4ページの表で家屋に含めるものであっても所有関係により下表のように取り扱われます。

※ 家屋の所有者以外が取り付けした事業用資産で、民法242条の適用により家屋の所有者が所有権を取得したものであっても、取り付けした方の事業用資産である場合に限り、取り付けした方を所有者とみなし固定資産税を課税します。

(地方税法第343条第10項及び立川市市税賦課徴収条例第37条第8項)

設備等の内容		家屋と建物附属設備の所有関係			
		異なる場合		同じ場合	
		償却資産	家屋	償却資産	家屋
1	床、壁、天井仕上等	◎			○
2	工場等の動力源である電気設備	◎		◎	
3	ビル等における受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備	◎		◎	
4	中央監視制御装置、電話交換機	◎		◎	
5	電気設備（2、3、4に該当するものを除く）	◎			○
6	冷凍倉庫における冷凍設備	◎		◎	
7	ネオンサイン、スポットライト、投光器、水銀灯	◎		◎	
8	屋外に設置された給水塔、独立煙突、屋外給水本管	◎		◎	
9	給排水、衛生及びガス設備	◎			○
10	冷房、暖房及び通風設備又はボイラー設備（工場等における生産設備であるボイラー等を除く）	◎			○
11	昇降機設備	◎			○
12	消火、排煙、火災報知設備	◎			○
13	エアーカーテン及びドア自動開閉設備	◎			○
14	金庫室の扉	◎			○
15	店用簡易装備、間仕切り（簡易なものを除く）	◎			○

II 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

令和6年1月1日現在、立川市内に償却資産を所有されている方。

次の方々も申告が必要となります。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
- (2) 割賦販売などで、所有権が売り主に留保されている償却資産は原則として買い主の方
- (3) 償却資産の所有者がわからない場合は使用されている方
- (4) 償却資産を共有で所有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員が連名で申告していただくこととなります。例：立川太郎 外3名）

2. 申告が必要な資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産。

次に掲げる資産も含みます。

- (1) 福利厚生のに供するもの
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産であっても、令和6年1月1日現在において事業の用に供することができるもの
- (3) 遊休又は未稼働の償却資産であっても、令和6年1月1日現在において事業の用に供することができるもの
- (4) 改良費（資本的支出…新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取り扱います）
- (5) 家屋に施した建築設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの（4ページ参照）
- (6) 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別償却をしているもの
- (7) 「中小企業者の少額資産特例」により損金又は必要経費に算入しているもの（8ページ参照）

3. 申告の必要がない資産

次の資産は、償却資産の課税対象にならないので申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（例：小型フォークリフト）
- (2) 無形固定資産（例：特許権、実用新案権、ソフトウェア等）
- (3) 繰延資産
- (4) 骨董品など時の経過により価値の減少しない資産
- (5) ●耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上していないもの（一時に損金又は必要経費に算入しているもの）

- 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以降）

4. 非課税となる資産

公共的、公益的な性格を有する償却資産で、地方税法第348条の規定により非課税となるものがあります。

非課税となる資産を新たに取得された場合は、非課税申告書にそれを証明する書類を添付して提出してください。

5. 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3及び本法附則第15条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。該当する償却資産を所有している方は「固定資産税の課税標準の特例に係る届書」に記入のうえ、特例内容に係る資料とともに提出してください。

主なものを例示しますと、次のとおりです。

適用される償却資産の例

ガス事業用資産、下水道除害施設等、再生可能エネルギー発電設備（平成28年4月1日取得分から、太陽光発電設備については固定価格買取制度のものは対象外）、中小事業者等が生産性向上特別措置法における先端設備等導入計画に基づき取得した資産のうち一定の要件を満たすもの

6. 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に、耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、国税局長又は税務署長に提出した申請書・届出書の写し及び国税局長又は税務署長が出した証明書の写しを添付してください。

7. リース資産の取り扱いについて

リース資産は通常、リース会社の方に申告していただきます。しかし契約期間の終了後、リース資産の所有権が無償、またはそれに近い対価で使用している方に移ることが予定されているなど、実質的に売買にあたるリース契約の場合、当該リース資産は割賦販売と同様、使用している方に申告していただきます。

8. 国税との主な違い

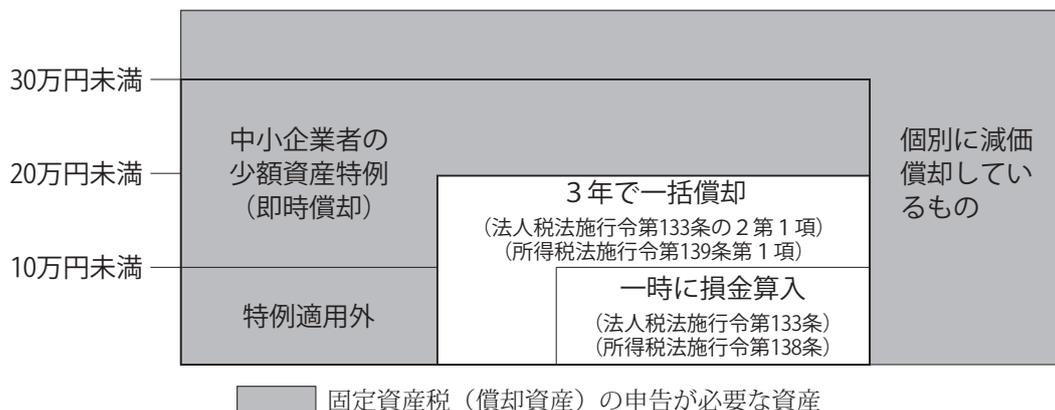
項 目	固 定 資 産 税	国 税
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度末日
減価償却の方法	原則として定率法 (特例として、取替法、生産高比例法)	定率法・定額法等の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度 (注)	認められません	認められます (法人税第42条等)
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増 加 償 却	認められます (固定資産評価基準第3章第1節)	認められます (法人税法施行令第60条等)
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	1円まで償却可能
改良費の評価方法	区分評価 (改良を加えられた本体部分と 改良部分を区分して評価します)	合算評価

(注)圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したもののについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

9. 中小企業者の少額資産特例について

中小企業者等に該当し、かつ青色申告書を提出された方が、取得価額が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）を、平成18年4月1日から令和6年3月31日の間に取得などして事業の用に供した場合、その取得価額に相当する金額を取得した年度の損金に算入することが出来ます。（事業年度毎の合計額上限300万円、取得価額10万円未満の減価償却資産は対象外）（租税特別措置法28条の2、67条の5）

しかし、この特例は国税（法人税・所得税）に関する制度ですので、固定資産税（償却資産）では適用されません。特例を適用した資産については、固定資産税（償却資産）の申告の対象となります。



Ⅲ 申告の手続き

1. 申告の方法

- (1) 提出書類 次の表の区分により○印で示してあります。
 (種類別明細書の増加資産用と全資産用は、同一の用紙です)
 「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は立川市ホームページ
 (<https://www.city.tachikawa.lg.jp/>) からダウンロードできます。
- (2) 記入方法 14ページ以降の「記入例」を参照してください。

今までに申告された方 (増加・減少申告)

同封の「前年度償却資産一覧表」をもとに、前年中の増加・減少資産の有無を確認してください。

申告の区分	申告書	種類別明細書		記入事項
		増加資産用	減少資産用	
資産の増減がない方	○	×	×	申告書右下の備考欄の該当番号1「資産の増減はありません。」を○で囲み、『前年前に取得したもの(イ)』の欄に印字してある取得価額をそのまま『計(=)』の欄に記入してください。
増加資産がある方	○	○	×	明細書には、増加した資産(申告もれを含む)のみを記入してください。
減少資産がある方	○	×	○	明細書には、減少した資産(申告もれを含む)のみを記入してください。
増加・減少資産の両方ともある方	○	○	○	明細書には、増加・減少した資産(申告もれを含む)のみを記入してください。

はじめて申告をされる方 (全資産申告)

申告の区分	申告書	種類別明細書 全資産用	記入事項
申告する資産がある方	○	○	明細書には、立川市内に所在する全資産を記入してください。

※ 申告する資産のない方は、「償却資産申告書」の所定事項を記入いただき、「備考」欄の番号2「該当資産はありません。」に丸印をしてください。

ただし、立川市財務部課税課償却資産係(042-523-2111 内線1228)へ該当資産がない旨のご連絡をいただければ、申告書の提出は必要ありません。

電算処理による全資産申告をされる方

必ず、令和6年1月1日現在に所有するすべての資産について、評価額を算出し、種類別明細書(全資産用)を添付のうえ申告してください。

廃業等をされた方

令和6年1月1日現在、立川市内で事業を行っていない方は、申告書右下の備考欄にその旨を記入して、申告書のみを提出してください。

事由	『 18 備考 』 欄 記 入 例
廃業・廃止	〇〇年〇〇月〇〇日 廃業（廃止）
法人解散	〇〇年〇〇月〇〇日 解散
市外転出	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇市へ転出
個人廃業・法人設立	〇〇年〇〇月〇〇日 法人設立 法人名〇〇〇〇〇〇
休業	〇〇年〇〇月〇〇日 休業
市内事業所なし	市内事業所なし 〇〇市で営業

2. 申告期限

令和6年1月31日（水）

期限間近になりますと窓口が混雑しますので、なるべく令和6年1月16日（火）までに申告されますようご協力をお願いいたします。

なお、申告書を郵送される方で控えの返送を希望される方は、必ず返信用封筒に切手を貼って同封くださるようお願いいたします。控えを必要でない方は、申告の際に取り外していただくか、その旨をメモでお知らせください。

【ご注意ください！】

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び立川市市税賦課徴収条例第57条第1項の規定により過料を科せられることがあります。

また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金を科せられることがあります。

----- 実地調査協力をお願い -----

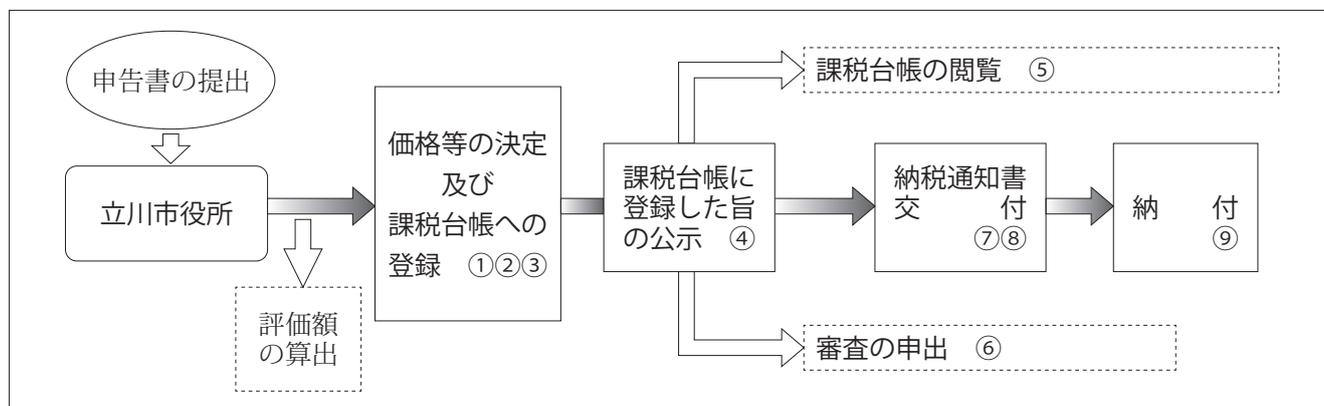
地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査を行っていますので、その際は、ご協力をお願いいたします。

また、実地調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、資産の取得年次に応じて遡及することになりますので、あらかじめご承知おきください。

IV 償却資産の評価と課税について

1. 固定資産税（償却資産）の課税のながれ

償却資産の申告をいただいてから、以下のながれで処理されていきます。



① 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等は、申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

② 課税標準

課税標準は、賦課期日（令和6年1月1日）現在の償却資産の価格（評価額等）で償却資産課税台帳に登録されたものです。

また、課税標準の特例が適用される場合は、その資産の価格に特例率を乗じたものが課税標準となります。

③ 免税点

評価額の計算をした結果、課税標準となるべき額が150万円未満の場合は課税されません。

④ 課税台帳に登録した旨の公示

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を立川市長が公示します。

⑤ 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、立川市役所において所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係有する方へ閲覧に供しています。

令和6年度の閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

なお、平成15年度から縦覧制度が改正され、償却資産は縦覧の対象外となりました。

⑥ 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、文書をもって立川市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

⑦ 税率

100分の1.4です。

⑧ 税額

税額（100円未満切り捨て）＝ 課税標準額（1,000円未満切り捨て）×税率（1.4/100）

⑨ 納期

年税額は、4回に分けて納めていただくことができます。具体的な納期については、令和6年度固定資産税（償却資産）納税通知書等でお知らせします。

2. 償却資産の評価方法

償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数（注）をもとに評価します。

評価額は、一品ごとに次の算式により求められます。

なお、従来は評価額と帳簿価額を比較していずれか高い方が決定価格となりましたが、平成20年度分より評価額が決定価格となります。

評 価 額

●前年中に取得した資産

$$\text{取得価額} \times (1 - r / 2)$$

●前年前に取得した資産

$$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$$

（下表参照）

※ r ……耐用年数に応ずる減価率

（注）耐用年数は「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表1、2、5、6が適用されますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

ア. 中古見積耐用年数…同省令第3条の規定により見積もった耐用年数

イ. 短縮耐用年数………法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受けた耐用年数

減 価 残 存 率 表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		r	$1 - r / 2$			$1 - r$	r
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912

* 立川市の電算システムでは、「前年中取得（ $1 - r / 2$ ）」の $r / 2$ の数値処理を小数点以下第4位で四捨五入しています。

V 電子申告について

地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）により、所定の手続きにしたがい、申告データを送信していただく方法です。インターネットを通じて送信された申告データは、ポータルセンタ（電子申告総合窓口）から各地方自治体へ送信されます。

1. 利用の手順

①電子証明書の取得	公的個人認証局、商業登記認証局等の発行した電子証明書をご用意ください。（電子証明書の種類によっては、ICカードリーダー・ライターが必要となる場合もあります。）
	
②利用届出	eLTAXホームページ上のPCdesk（WEB版）からポータルセンタ（電子申告総合窓口）へ利用届出を行い、利用者IDを取得します。利用者IDにかかるパスワードは利用者自身で設定します。
	
③PCdesk（DL版）の入手	電子申告をするために必要なソフトウェアPCdesk（DL版）をホームページからダウンロードします。（市販の税務会計ソフトでも「eLTAX」を利用できるものがあります。）
	
④申告データの作成・送信	PCdesk（DL版）又は市販の税務会計ソフトで申告データを作成し、ポータルセンタに送信します。（申告データは、ポータルセンタから各地方自治体へ配信されます。）

* 税理士に申告書の作成・送信を依頼する場合、納税者個人の電子証明書は不要です。

詳しい情報は、**eLTAX** ホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

電話によるお問い合わせ・・・eLTAXヘルプデスク 0570-081459

（上記の電話番号でつながらない場合 03-5521-0019）

VI 申告書等の記入方法

1. 償却資産申告書

- ① 住所・氏名
今までに申告された所有者の方については印字してありますので、変更がある場合は訂正してください。
なお、今回初めて申告される方は、住所・氏名・電話番号を記入してください。
- ② 個人番号又は法人番号
個人の方は12桁の個人番号(マイナンバー)を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記入してください。
償却資産を共有されている方は、記入不要です。
- ③ 前年に取得したもの(イ)
前年までに申告された資産の取得価額の合計です。この欄の額は、前年度申告書(二)欄の額と同じです。
- ④ 前年中に減少したもの(ロ)
前年中に減少(売却・廃棄・移動)した資産及び前年以前に申告もれになっていた減少資産の取得価額を種類別に記入してください。
- ⑤ 前年中に取得したもの(ハ)
前年中に増加(新品取得・中古取得・移動による受入れ)した資産及び前年以前に申告もれになっていた増加資産の取得価額を記入してください。
この欄の合計額は、種類別明細書(増加資産・全資産用)の取得価額の合計額を転記します。
- ⑥ 立川市内における事業所等資産所在地
立川市内の資産の所在地を記入してください。また、2つ以上の資産所在地がある場合には、それぞれの所在地を記入し、その主たるものの番号を○で囲んでください。
- ⑦ 借 用 資 産
借用資産(土地・家屋を除いたリース資産)の有無について該当する方を○で囲んでください。
借用資産がある場合は、資産の名称・貸主の名称・電話番号を記入してください。
- ⑧ 備 考
次のような事項を記入してください。
(1) 前年中に資産の増加・減少がなかった場合は、該当番号1に○印。
(2) 申告の対象となる資産がない場合は、該当番号2に○印。
(3) 休業・廃業・解散・移転等をした場合は、その旨と異動年月日。
(4) 所有者の住所・氏名または名称等に変更があった場合は、変更年月日・旧住所・旧名称等。
(5) 添付した資料の名称。
(6) 納税管理人を定めている場合は、その者の住所・氏名。
(7) その他、この申告に必要な事項。

記入例

令和6年1月15日

立川市長 殿

令和6年度

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

受付印

住所 〒190-8666 立川市泉町1156番地の9 (電話 042-523-2111)

氏名 立川工業株式会社 代表取締役 立川一郎 (屋号)

1 住所 (又は納税通) (知書送達先) 立川市泉町1156番地の9 (電話 042-523-2111)

2 氏名 (又は納税通) (知書送達先) 立川工業株式会社 代表取締役 立川一郎 (屋号)

3 個人番号又は法人番号 昭和52年2月

4 事業種目 (資本金等の額) 自動車部品製造業

5 事業開始年月 昭和52年2月

6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理係 立川花子 (電話 042-523-2111)

7 税理士等の氏名 税理士 多摩太郎 (電話 3212-5111)

資産の種類	取得		減価償却		前年中に取得したもの (ハ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ) 計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
	千円	百円	千円	百円			
1 構築物	760 000	760 000	760 000	760 000	7 500 000	7 500 000	7 500 000
2 機械及び装置	12 860 000	8 400 000	8 400 000	4 860 000	4 860 000	4 860 000	9 320 000
3 船舶							
4 航空機							
5 車両及び運搬具					1 000 000	1 000 000	1 000 000
6 工具、器具及び備品	1 873 000	723 000	723 000	1 100 000	1 100 000	1 100 000	2 250 000
7 合計	15 493 000	9 883 000	9 883 000	14 460 000	14 460 000	14 460 000	20 070 000

15 市(区)町村 泉町1156-9

16 借入資産 (有・無) パンコン1台

17 事業所用家屋の所有区分 都リース(株) TEL 521-3239

18 備考(添付書類等)

19 課税標準額 (ト)

20 課税標準額 (ト)

21 課税標準額 (ト)

22 課税標準額 (ト)

23 課税標準額 (ト)

24 課税標準額 (ト)

25 課税標準額 (ト)

26 課税標準額 (ト)

27 課税標準額 (ト)

28 課税標準額 (ト)

29 課税標準額 (ト)

30 課税標準額 (ト)

31 課税標準額 (ト)

32 課税標準額 (ト)

33 課税標準額 (ト)

34 課税標準額 (ト)

35 課税標準額 (ト)

36 課税標準額 (ト)

37 課税標準額 (ト)

38 課税標準額 (ト)

39 課税標準額 (ト)

40 課税標準額 (ト)

41 課税標準額 (ト)

42 課税標準額 (ト)

43 課税標準額 (ト)

44 課税標準額 (ト)

45 課税標準額 (ト)

46 課税標準額 (ト)

47 課税標準額 (ト)

48 課税標準額 (ト)

49 課税標準額 (ト)

50 課税標準額 (ト)

51 課税標準額 (ト)

52 課税標準額 (ト)

53 課税標準額 (ト)

54 課税標準額 (ト)

55 課税標準額 (ト)

56 課税標準額 (ト)

57 課税標準額 (ト)

58 課税標準額 (ト)

59 課税標準額 (ト)

60 課税標準額 (ト)

61 課税標準額 (ト)

62 課税標準額 (ト)

63 課税標準額 (ト)

64 課税標準額 (ト)

65 課税標準額 (ト)

66 課税標準額 (ト)

67 課税標準額 (ト)

68 課税標準額 (ト)

69 課税標準額 (ト)

70 課税標準額 (ト)

71 課税標準額 (ト)

72 課税標準額 (ト)

73 課税標準額 (ト)

74 課税標準額 (ト)

75 課税標準額 (ト)

76 課税標準額 (ト)

77 課税標準額 (ト)

78 課税標準額 (ト)

79 課税標準額 (ト)

80 課税標準額 (ト)

81 課税標準額 (ト)

82 課税標準額 (ト)

83 課税標準額 (ト)

84 課税標準額 (ト)

85 課税標準額 (ト)

86 課税標準額 (ト)

87 課税標準額 (ト)

88 課税標準額 (ト)

89 課税標準額 (ト)

90 課税標準額 (ト)

91 課税標準額 (ト)

92 課税標準額 (ト)

93 課税標準額 (ト)

94 課税標準額 (ト)

95 課税標準額 (ト)

96 課税標準額 (ト)

97 課税標準額 (ト)

98 課税標準額 (ト)

99 課税標準額 (ト)

100 課税標準額 (ト)

★申告いただいた事項を電子計算機に入力します。

2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和5年1月2日から令和6年1月1日までに新たに取得した資産及び前年以前に申告もれになっていた増加資産を記入してください（同封の前年度償却資産一覧表を参照して、増加しているもののみを記入してください）。ただし、初めて申告される方は、令和6年1月1日現在の全資産を記入してください。

- ① 資産の種類
資産の種類ごとに番号を記入してください（3ページを参照してください）。
構築物及び建物附属設備……1 機械及び装置……2 車両及び運搬具……5 工具、器具及び備品……6
- ② 資産の名称
資産の名称・規格等は、漢字・ひらがな・カタカナ・英字・数字で記入してください。
- ③ 数 量
資産の数量を右詰めで記入し、一式等の場合は「1」と記入してください。
- ④ 取得年月
資産を取得した年月を右詰めで記入してください。なお、年号は次の数字で記入してください。
昭和……3 平成……4 令和……5 ※1月1日に取得の場合には、備考欄にその旨をお書きください。
- ⑤ 取得価額
資産を取得するために支出した金額（付帯額を含む）を記入してください。
なお、圧縮記帳は認められませんので、圧縮額を含めた実際の価額を記入してください。
この取得価額の種類別集計額及び合計額を償却資産申告書の（ハ）欄に記入してください。
- ⑥ 耐用年数
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を右詰めで記入してください。
- ⑦ 増加事由
欄外下段の区分により該当する番号を○で囲んでください。
- ⑧ 摘要
次のような事項を記入してください。
(1) 課税標準の特例が適用される資産は、その旨の表示と適用条項。
(2) 短縮耐用年数・中古見積耐用年数・増加償却の適用を受けている資産は、その旨の表示。
(3) 移動により受け入れた資産及び前年以前に申告もれになっていた資産は、その旨の表示。

記入例

令和6年度

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

第二十六号様式別表一(提出用)

① 所有者コード		② 資産の名称等		③ 数量		④ 取得年月		⑤ 取得価額		⑥ 耐用年数		⑦ 課税標準額		⑧ 摘要								
資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	年号	年月	十億:百万	千円	年	月	十億:百万	千円	十億:百万	千円	枚のうち	枚目							
01		事務所内装一式	1	5	4	6,000,000	0	10														
02		駐車場アスファルト舗装	1	5	4	1,500,000	0	10														
03		変電設備	1	5	4	4,200,000	0	12														
04		ボールパン	1	5	10	660,000	0	12														
05		フォークリフト	1	5	7	1,000,000	0	4														
06		複写機	2	4	30	900,000	0	5														
07		看板	1	5	12	200,000	0	3														
08																						
09																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
★申告いただいた事項を電子計算機に入力します。												小計	8	14,460,000								

記入する必要はありません。

記入する必要はありません。

(ただし、電算処理により全資産申告を行なう場合は記入してください。)
(9ページ参照)

注意「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれれれかに○印を付けてください。

3. 種類別明細書（減少資産用）

令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少した資産及び前年以前に申告もれになっていた減少資産を記入してください（同封の前年度償却資産一覧表から、減少した資産の種類・資産コードを転記してください）。

ただし、初めて申告される方は、提出の必要はありません。

- ① 異動事由 該当するものを○で囲んでください。
全部減少……1 一部減少……2 その他減少……3
- ② 資産コード 同封の前年度償却資産一覧表から、該当する減少資産の「資産コード」を転記してください。
- ③ 数量 減少した数量を記入してください。
数量が5あって、3減少する場合は「3」と記入してください。
なお、数量1の資産が一部減少した場合は、数量欄に0と記入してください。
- ④ 取得価額 減少した資産の取得価額を記入してください。
資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対応する取得価額を記入してください。
この取得価額の種類別集計額及び合計額を償却資産申告書の(口)欄に記入してください。
- ⑤ 減少理由 該当するものを○で囲んでください。
売却……A 除却……B 移動……C その他……D
- ⑥ 摘要 減少した資産について説明を要するものは、簡単に記入してください。

令和6年度

種類別明細書(減少資産用)

第二号様式別表二(提出用)

① 所有者コード		② 資産コード		③ 資産の名称等		④ 取得年月		⑤ 取得価額		⑥ 所有者名	
行番	資産の種類	資産コード	資産の名称等	年号	年月	千円	百円	千円	百円	減少理由	摘要
01	1	04060001	マンネンベイ 100M	4	5	760	000	15		A・B・C・D	日野市へ移動
02	2	04060002	NCセンパン	3	6	840	000	12		A・B・C・D	一部廃棄(3台)
03	6	04100001	パソコン	4	9	600	000	5		A・B・C・D	
04	6	04110001	カンパン	4	10	123	000	3		A・B・C・D	
05	1・2・3									A・B・C・D	
06	1・2・3									A・B・C・D	
16	1・2・3									A・B・C・D	
17	1・2・3									A・B・C・D	
18	1・2・3									A・B・C・D	
小計						9883	000	6			

★申告いただいた事項を電子計算機に入力します。

令和6年度

前年度償却資産一覧表

No.	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	特例日	取得価額	耐用年数	残存率	令和5年度評価額	宛名コード		発送番号
										限度	特例コード	
1	04060001	マンネンベイ 100M	1	4	5	760,000	15	858	38,000	*		
2		資産種類別合計	1			760,000			38,000			
4	04060002	NCセンパン	1	3	6	840,000	12	825	420,000	*		
5	04150002	10トン プレスキ	1	4	14	4,460,000	12	825	223,000	*		
6		資産種類別合計	2			12,860,000			643,000			
8	04100001	パソコン	5	4	9	1,000,000	5	631	50,000	*		
9	04110001	カンパン	1	4	10	123,000	3	464	6,150	*		
10	04160001	エアコン	3	4	15	750,000	6	681	37,500	*		
		資産種類別合計	3			1,873,000			93,650			
合計									774,650			

前年の減少資産

VII 業種別の主な償却資産

業 種	主 な 償 却 資 産
各 業 種 共 通	内装工事（建物賃借の場合）、駐車場設備、舗装路面、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切り、応接セット、ロッカー、エアコン、パソコン、LAN設備、コピー機、レジスター、金庫 など
農 業	ビニールハウス、農機具、耕運機、バックホー、屋外給排水設備 など
不 動 産 貸 付 業	舗装路面や柵、緑化施設などの外構工事、屋外電気設備工事、屋外給排水設備工事、受・変電設備工事、中央監視設備工事、自家発電設備工事、蓄電池設備工事、駐車設備（機械装置、ターンテーブル） など
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫 など
飲 食 店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫 など
理 容 業・美 容 業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒殺菌器、パーマ器、ドライヤー、はさみ、サインポール など
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装機 など
製パン業・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機 など
旅館・ホテル・バー・喫茶・軽食	接客用家具・備品、厨房設備、自動販売機、ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄機、製氷機、ピアノなどの楽器、カラオケセット、ミラーボール、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫 など
食肉鮮魚販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、挽肉機、電子はかり など
医 院・歯 科 医 院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン）、各種キャビネット など
工 場	受・変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水装置、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備 など
印 刷 業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機 など
建 設 業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー など
自動車整備業・ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー など
木 工 業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤 など
鉄 工 業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー など
浴 場 業	温水器、ろ過器、ボイラー、オイルバーナー、釜、ポンプ など
テ ニ ス ク ラ ブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備 など
ゴ ル フ 練 習 場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備 など
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、還元機 など

この印刷物は、再生紙を使用しております。